

関西労災職業病 No.40

関西労働者安全センター

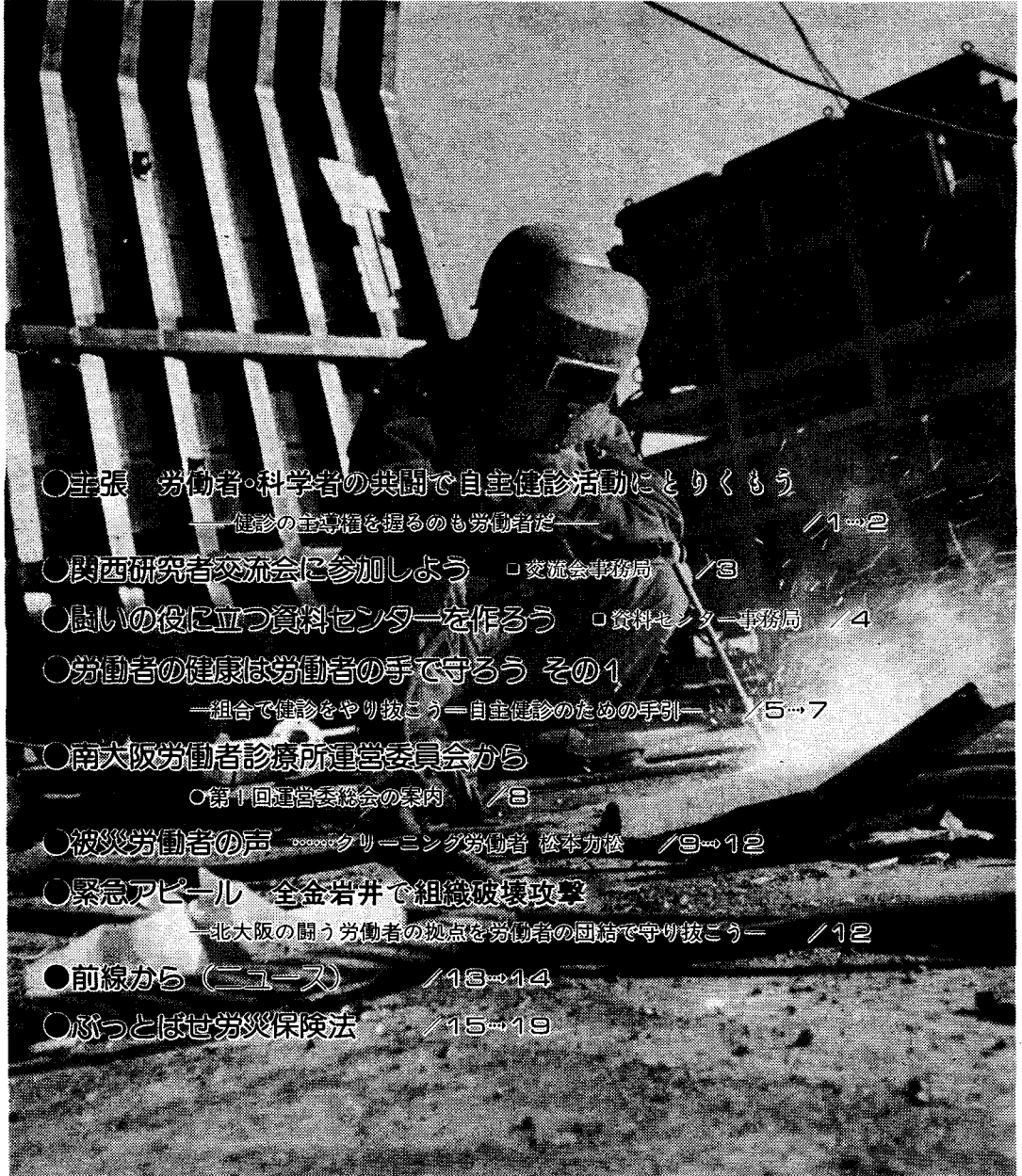
1977. 8.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



○主張 労働者・科学者の共同で自主健診活動にとりくもう

—健診の主導権を握るのも労働者だ—

／1→2

○関西研究者交流会に参加しよう □交流会事務局 /3

○雇いの役に立つ資料センターを作ろう □資料センター事務局 /4

○労働者の健康は労働者の手で守ろう その1

—組合で健診をやり抜こう—自主健診のための手引—

／5→7

○南大阪労働者診療所運営委員会から

○第1回運営委総会の案内 /8

○被災労働者の声クリーニング労働者 松本加藤 /9→12

○緊急アピール 全金岩井で組織破壊攻撃

—北大阪の闘う労働者の拠点を労働者の団結で守り抜こう—

／12

○前線から (ニュース) /13→14

○ぶつとばせ労災保険法 /15→19

〔写真〕造船職場 二重壁ブロック上の溶接作業
(全造船 佐野安分会提供)

者の共斗で 動にとりくもう のも労働者だ

現在、安全センターの付属機関として「健診センター」(仮称)の設立に向けて準備が着々と進められていく。「〇〇の健診サービス」という様な健診会社は数多くあるが、我々の健診センターは労働組合等が組合員らの命と健康を守るために、健診を援助する機関である。いけば会社のための健診機関と組合・労働者のための健診機関との違いである。

3分間健診ではダメ

最近ある職場でこういう事が問題になった。この職場はクロムを扱う職場であるため、毎年特化則に基づいてクロム中毒の特殊健診を実施していた。もちろん、組合が要求してそうさせたのである。そして今年の特健診の結果重症のクロム中毒患者が発見された。これが問題である。というのは、クロム中毒というのはじわじわと体を侵す病気であって急に重症になる様なものではない。だから、労働者は「何故、昨年までの健診で

それも重症のうちに発見されなかつたのか」と疑問を抱き、怒りをもったわけである。こうした具体例の他にも、春の定期健診では異常ナシとされながら夏に結核で血を吐いて倒れたという様な例もある。

これらは全て「会社のための健診」だからこそおこったことである。原因は2つある。1つは、従来の健診は全て資本がとりしきってきたためである。資本がもとめると健診に期待している事は、健診をやる事で労働者を安心させる事と、健診の結果を使ってうまくいふ業務管理をやる事である。だから健診を会社まかせにしてはならぬのである。もう1つは、健診を実施する機関も金もうけを目的とした企業だからである。数をこなせばこなすだけもうかるわけだから、手を抜くのが当然である。労研のある医師がアルバイトで健診に行った時、「じっくり診てもうだか困ります」と言われたそうだがこれが実態である。

我々が作ろうとしている健診センターは、逆に「じっくり診ても

主張

労働者・科学

自主健診活

—健診の主導権を握る

らなければならないというのが基本方針だ。そのために、まず事前に労働者ひとりひとりにアンケート用紙に記入してもらっておき、健診当日も一人の労働者につき30分以上の時間をかけて（従来の健診は3分が相場）じっくりと診る事になっていく。職業病を発見するためには、レントゲンや血液検査、尿検査よりも何よりも、本人から自覚症状を聞くより他に手はない。検査データには、きり現れる時は余程重症の時である。だから30分という時間は最低絶対に必要な時間である。

健診も運動の一つ

それでは我々の健診センターだけが何故この様にできるのか。それは運動として健診をやるからである。アンケートを取るにしろ、30分の時間をかけるにしろ、まず組合・労働者の協力がなければ不可能である。また同時に医師の協力もなければならぬ。日銭を稼ぐためにやるような医者を使って

いたら人件費が10倍になってしまふ。とてつもなく高い健診になつてしまふ。労働者の健康状態を調べ、労働者のために尽くす医者の協力があつて、また初めて可能なのである。

また、我々の健診センターは健診結果を労働組合に返し、共に事後対策を協議する所まで責任をもつ。更に、健診結果を数多く蓄積して労働と健康についての研究もすすめる。労働者の斗いの武器として提供していく方針である。そのため、健診センターと併せて、「関西研究者交流会」（仮称）という機関も作りつつあるのである。昨年来、「安全センターはどうあるべきか」という議論が活発に行われ、数多くの意見が寄せられているが、この健診センターはそういういっただ声にこたえるものの一つである。こうした機能が安全センターに備わる事によって、ますます安全センターは労働者のための組織として成長していけるものと確信している。今後共、深い理解と協力をお願いしたい。

関西研究者交流会に参加しよう!

〈交流会事務局〉

今年の5月から、研究者の交流会を行なっています。関西の研究者の皆さんに、是非参加されるように訴えます。

70年以降、多くの大学の研究者や学生が、公害や労災・職業病の現地へ行き、その斗いに参加してきました。

しかし、現在、公害斗争が四丈裁判以降、資本・政府の反撃で停滞しており、(もちろん新たな局面を切り拓き発展している所もあります)研究者も、自分の役割がハッキリしなくなっていると思われれます。

また、一方で労災・職業病斗争は各地に拡がり、多くの医者が参加しています。が、医者以外の研究者は、どのように参加していいのかわかりません。

さらに、学生も卒業すると就職しますし、各地の企業や病院で、それぞれの思

いで活動し、働いていると思えます。

この様な今こそ、我々は自分たちの経験を交流し、新しい方向を、考えなければならぬと考えます。

この交流会には、医者も大学の研究者も、又企業に働く研究者、技術者も参加して行きます。第一回目が労働科学研究所の佐野先生を招いて、「じん肺について」を話してもらいました。

第二回目は「港湾の腰痛」の公害と労災・職業病について。今回は左記の要領で行いますので多くの方の参加を待っています。

次回交流会の案内

日時 10月1日 午後5〜8時

場所 松浦(南大阪労働者)診療所

テーマ 低周波騒音公害

● 労災・職業病
研究者の総括

闘いの役に立つ 資料センターを作ろう!

労働者や住民の皆さんが自らの命と健康を守るために、医療上・法律上・あるいは技術や手続き上の知識が必要となったとき、すぐ手軽に必要な資料を見たり、手に入れたりすることができない。こういう闘いの役に立つ資料センターをめざして、現在、安全センターでは、書籍や専門的な文書、また今までの労災・職業病・公害などの闘いに関する資料を整理してあります。のちには、あらゆる資料を必要な部分だけコピーしたりして持ち帰ったりできるようにするつもりです。まだほんの少ししかその準備ができていません。今月号から、いつでもコピーや閲覧が可能な資料を少しずつながら紹介していきたいと思えます。(下段に紹介してあります) また、かんじんの資料が少

ないと役に立つはずがありません。必要な資料は購入しなければなりません。センターの財政上一時に色々とするのはできません。そこで、皆さんがお手持の資料、書籍で用済みのものでありましたら是非寄付をお願いします。是非あります。(その様な資料がある時は一度連絡下さい。伺うか郵送していただくか、又郵送の場合、送料は負担しますのでよろしく) その他、こんな本が役に立つ、こんな資料をそろえてほしい、等々の意見、こんなふうに整理すると便利だ、などの知恵を貸して下さい。尚、資料が必要な方は電話か手紙等で連絡して下さい。送料とコピー代を負担してもらえればすぐにお渡します。

今安全センターにある資料(一部)

- 労働安全衛生広報 (月2回) 労働安全衛生関係の法律解説、一口知識、労働省側・労働者側それぞれの取組報告等
労働基準調査会
- 労働の科学 工場・農村などの労働環境、健康破壊などについての科学的分析など
労働科学研究所
- 労働科学 労働の科学をより専門的にした内容
労働科学研究所
- 民主法律 労働関係事件の判決解説・批評等
民主法律協会

労働者の健康は労働者の手で守ろう その1

組合で健診をやり抜こう＝自主健診のための手引

今月号の主張で書いた様に、現在安全センターでは健診センターの設立にかかっています。これは組合の自主健診を援助する機関です。そこで、このページを使って「労働者の健康は労働者の手で守

法律で定められた健診

ろう」をシリーズでお届けして、自主健診の必要性、自主健診のやり方等を説明していきたいと思えます。今号はその1として法律で定められた健診と通達で定められた健診を列挙しました。これだけの健診が専業主に義務づけられており、労働者には受ける権利があるのです。この参考にするか、健診内容にごまかしはしないか、なびごを会社までみて下さい。健診をスタートです。

	対象者	実施期限	健診内容	安全健診	個人健診(写)	監督員への報告	緊急診断
定期健診	全員	12	① 既往歴、業務歴の調査 ② 身長、体重、視力、聴力 ③ 胸部レントゲン ④ 血圧、 <u>尿</u> (タンパク、糖)	X	X	X	X
有機溶剤中毒	室内で有機溶剤を使用する者	雇配6 雇配6	① <u>自</u> (頭痛、頭重、不眠、焦そう感、めまい、下肢けん怠、神経痛、食欲不振など) ② <u>血</u> (赤血球数、全血比重) ③ <u>尿</u> (ウロセリリ-ゲン、タンパク)	X	O	X	X
特定化学物質		雇配6	※ 扱う物質によって異なる	O	O	O	X

鉛中毒	鉛・鉛合金・鉛化合物を扱う者	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	<p>① 業務歴調査</p> <p>② <input type="checkbox"/> 自 (食欲不振、便秘、腹部の不快感、腹部の疝痛、手足の神経マヒ、手足の知覚異常、関節痛、筋肉痛、疲れ易い、けん怠感、睡眠障害、焦そう感)</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 血 (全血比重、血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 尿 (コッホロホルマリン)</p>	○	○	○	X
四アルキル鉛中毒	四アルキル鉛を扱う者(廃液・機械修理も)	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	<p>① <input type="checkbox"/> 自 (いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、けん怠感、頭痛、手指のふるえ、悪心、おう吐、腰痛、不安興奮、記憶障害)</p> <p>② 血圧</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 血 (血色素量、全血比重、好塩基点赤血球数、コッホロホルマリン)</p>	X	○	○	○
高気圧業務	潜水工法などの高圧業務	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	<p>① 既往歴、業務歴</p> <p>② <input type="checkbox"/> 自 (関節痛、足脛の痛、耳鳴)</p> <p>③ 手足の運動機能、肺活量、四肢、聴力、血圧</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 尿 (糖、タンパク)</p>	○	○	○	X

じん肺	粉じん作業	③6 *管理2.3の 者は⑫	① 聴歴 ② レントゲン (直接撮影)	○ *オ3次 もあり	×	○ (労基局)	×
放射線障害	管理区域内 に立入る者	① 被ばく歴 ② ④ (白血球数、白血球百分率、 赤血球数、血色素量、全 血比重) ③ 白内障検査 ④ 皮膚障検査	×	○	○	×	

「通達で定められた健診」

ケイ腕	レジスター キイパンチ	① 業務歴・既往歴 ② ④ (肩こり、背痛、腕痛、手のし びれ、手指の痛、手の膨れ感) ③ 視診・触診 ④ 握力検査、視機能検査					
腰痛	重量物取扱 介護労働	① 職歴 ② ④ (筋力検査 など)					
白ろく病	チェンソーなど の振動工具						

略符号の説明

- 屋... 屋入り時
 配... 配転時
 6... 6ヶ月に1回
 自... 自覚症状調査
 血... 血液検査
 尿... 尿検査

南大阪労働者診療所

運営委員会から

南大阪労働者診療所運営委員会は8月11日、運営委員会幹事会を開き、才一回南大阪労働者診療所運営委員会のこれまでの活動の経過報告の確認、そして9月17日に才一回総会を開く事を確認した。なお、総会は後の案内にも記してあるように一時から診療所棟の港会館で行なわれる。

さらに、今後の方向として、健康管理手帳を作り、診療所利用をさらに大衆化する事や、ハリ治療に対しては、政府の健康保険が適用される期間が6ヶ月向しなない事など、日常の労働者の命と健康を守る立場が非常に弱い事などについて討論され、今後こうした大衆健康活動を展開していく事をうちあわせした。

また、地域住民と労働者の共闘機関として運営委員会の大衆性を確認し、今後、運営委員会は地域住民との共闘をさらに深めてゆく事、なども提起をされた。

診療所を設立するために、3千2百円の内借入金を集めた運営委員会は、その返済計画など、つみ残された課題も多く、9月17日の総会では、こうした現在の南大阪労働者診療所運営委員会の方向と現在の地点の確認を行う事をめざして準備が進んでいます。

多くの参加者を期待しています。

才一回南大阪労働者診療所

運営委員会総会の案内

日時
9月17日(土)
午後1時4時半

場所
大阪市立
港会館
(診療所の隣です)

● 内い合わせは
☎ 574-8010
までどうぞ

被災労働者の声

人の生命は古びた機械の様に

買い替える訳にはいきません

クリーニング労働者 松本 カ松

私は昭和51年5月2日、京都府西京区川島北裏町69番地、株式会社東京社ドライクリーニング工場に於いて、塩素系有機溶剤パーケロールエチレンの蒸留作業中、溶剤分離器の材質不良の為に破損した箇所より多量の塩素ガスが工場内に流出し、これを処理中に多量のかすを吸込み中毒をおこして、頭痛・たん・せき・冷汗・下痢等の自覚症状で浦川医師の診療を受けたところ、至急に精密検査の必要があると言われ、先生紹介により京都工場保健会診療所に於いて精密検査を受けました。その結果、慢性気管支炎、肝機能障害

と診断され、職業病担当医徳永医師の意見書と私の意見書を京都府労働基準監督署に労災認定の申請を致しました。

その後、会社・工場に監督官が数回立入検査を行い、審査の結果8月初めに6月1日付で業務上認定するとの通知書が送付され、内容は医療補償及休業補償を勝ち取りました。

給料を払えば何かも病気も知らぬ存ぜぬという会社

私は現在京都三菱病院に通院しながら療養を続けて居ります。私が働いて来ました会社とは

名目だけのもので、よくある税金ごまかしの親族組織の会社です。私は入社して18年半余、この回数に亘り社会保険加入を交渉して来ましたが加入をせず、健康管理についても再三話合いました結果、国民健康保険の加入をして掛金を会社が負担し、今日に到りました。この掛金も今回の中毒症による労災保険強制加入によって国民健康保険料を肩替わりして労災保険に掛けるから今後は国民健康保険料は自己負担にする、と取上げてしまわれました。

私等働く者にとって働く条件の第一は賃金です。第二は健康管理による生命の保障が大切であるはずなのに、私が被災した当時は会社は只の一度も病院に行つて精密検査を受けるように言つてはくれませんでした。会社は、私が被災したのは勝手だ、自分の身体は自費で治せば、会社は月給のみ支払つてくれれば責任がない、と言い相手にもしてくれませんでした。

私は友人に頼み、仲裁に入れ
ました。が会社は、零細企業であ
るからこんな事に補償してい
たら会社は破産してしまふと申
して取合せてはくれませんでした。

監督官の立入検査の際には、
会社が被害者だと言つて、立入
検査の調査に付いて、事実を知
らねたら大変な事になるから知
らぬ存せぬの一点張りでした。

検診も受らせない、 貸金台帳もない会社

私が元気で働いていた当時、
パークロールエテレン取扱者に
対する組合の指定する特別検診
に受診用紙に記入させて置きな
から受診させてくれませんでした。
又、クリーニング作業法で定
める定期検診も年2回以上とな
っているにもななゆらず、5年
半受診致しておりません。会社
が如何に零細業者であろうと、
人を雇用して営業するからには
立派な企業経営者であります。

利益の有無は経営者の責任であ
り、労働者は経営方針に従い勞
働する事が利益に連なるものと
思いますが、機械は古くなつて使
用不能になれば買替ができません。
人の生命は古びた機械のような
訳にはいきません。私はこのよ
うな会社と平均貸金等について
何回となく話し合ひを求めました
が、出勤簿も貸金台帳もなく、
この事について監督署も会社を
呼び出して調べましたが資料と
なるものはなく、この際に私に
勤務自教や手取給料等の明細を
書いてくいと申します。私は
才之見書をまとめて監督署に
差し出しました。結果、監督官
の紹介で会社に労務士を紹介し
一心の交渉を労務士事務所にて
話し合ふ事となり、その後、会社
を事務所へ呼出して話し合つた結
果、16割補償をするからと言ひ
ましたので労務士に二の旨書面
で書いて私に手渡しするよう
に求めました。その後、この事
について未だに何ら返事もなく
労務士も責任がない、と私は腹立

有機溶剤中毒の前 にも労災事故に

私も更に51年10月23日新たに
去る49年10月23日朝に、社長の
命により、ドライ機械の清掃作
業と整備を申し付けられて作業
中、機械部品組合せセットを取
出中に工場屋根裏に後頭部を強
打し、意識不明となり15分間位
機械上に倒れ、後頭部より血が
出て首すじまで流し、意識回復
後に負傷した事に気が付き起上り
ました。が、頭部が痛く、中止し
て自宅に帰り家内に血をふいて
貰い後頭部を手当して一時向位
休養した後工場に行き仕事を結
けました。この部品は重量が30
kg位あり、容積が大きい為、機
械上の作業では取扱いが一人で
は無理で二人でするので当然で
あるけれど、人手もなく、一人
で作業をした事と専門業者に整
備を頼まなかつた事にも原因が
あろうかと反省する次第です。

又、業者に頼めば金が掛ると言
つて私に強制した為に無理が生
じたものとも思います。

たゞ重なる労災事故

オの回目の引出し作業を始め
部品を引出した時、足場が悪く
不安定な為に重心を失い、これ
を支える為に腰を曲げた時に工
場合掌のほりの部分に強く腰を
打ちました。気張って作業をし
ていた為、余り痛みも強く感じ
ませんでした。帰宅して夕食後
に寝ていたので寝床に入りま
した。夜中、寝返りもできなく
なり、痛みが次第に強く増すは
かりで、用便にも家内の肩を借
り用を致しました。朝になつて
起上る事もできず会社を休む事
にしました。このような事で寝
たきりの生活を4日間続けまし
たが、会社は作業を止る事のでき
ないから何としても出勤せよと
言つて来ましたので、私は木刀
を杖にして出勤し、基礎の運転

操作等を致しましたが、不自由
で余り作業も進まず、一日工場
に居る事すら大変つらい思いで
した。友人が見舞に来て近くに
ある鍼灸病院に行つて治療を受
ければよくなると言いますので
負傷して一週間目に治療を受け
た次第です。1回2回と続け
5回目位で腰の痛も取れ、首す
じの痛みも取れたので鍼灸治療
を一時休んで居りました。ここ
右手の人差指、中指、小指等の
オの関節よりカ感がなくなり
指先が極度に曲り、私等が使用
する電気アイロン（16ポンド）
やスチームアイロン（15ポンド）
等を仕上台上より床に落下す
ようになり作業能率も大変マイ
ナスとなりました。

昨年5月2日、オ一回目認定
申請の前に京都工場保健会診療
所に於いて各種の検査の折に
右手の件について医師に見て貰
いました。及びウマ千代と診断さ
れました。及びこの診断に納得
できず、その後京大病院整形外科
科に診察を受けました。これも
リウマチではないかと言つて
治療として首すじのけんいん治
療を受けましたが首すじが次オ
に痛みを増してくる事に気付き、
これも途中で中止した次第です。

打撲後遺症も 労災認定獲得

その後友人の京都新産別中崎
氏・平野氏に相談した所、大阪市
港区弁天町2丁目松浦診療所を
紹介されました。昨年9月中頃
に松浦診療所に行き、診断の結
果、49年10月23日に負傷した時
の後遺症である事がわかりまし
た。右手指も負傷した影響も多
少あり得る所、使ひ痛のある所
へパークロルエチレンによる神
経マヒが考えられるとの事で、
阪大整形外科坂井先生の見書
に基づき、昨年10月14日京都土監督
署に労災申請をした次第です。

この間監督署より現場検証に
立会いを命ぜられ、更に現認
書の必要を求められ、会社に働
く田中氏に現認書の事を頼みま

認定の業界に及ぼした影響

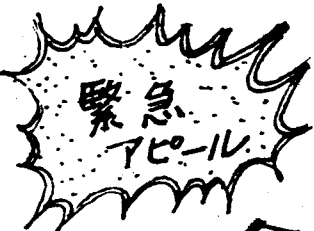
してこれを差し出し、松浦診療所の治療を受けながら認定のさいる日を持ちました。私も再三監督署に行き、認定交渉を続け半年の間闘いました。その結果本年4月6日、業務上認定を勝取る事ができました。これまでに松浦先生、坂井先生及び大阪安全センター河合さんの強かなバックアップがあり、た事は私にとって誠に力強く思いました。認定された現在、闘った甲斐があり、たとふり及んでいきます。

私の今回の認定後にクリーニング業界に及ぼした影響について申し上げます。

週日、京都府環境衛生（クリーニング）協同組合及京都市ドライクリーニング商業組合等に対し、監督署より組合本部に社会保険の強制加入が指導され、私に被災した事実が報道されました。全国組合機関誌にも同じ

く業界被災者才一号として報道されておりました。業界に働く若者等に健康管理による人命の補償等々事故の防止に注意を呼びかけた事は私に闘って来た目的の意義が反省される訳であります。

私も認定は勝取ったものの、未だに残る諸問題を理解のない会社を相手に闘っていかねばならず、右手の不自由な障害をのりこえて全国の働く皆さん、友人同志の御指導と御支援をバツクに闘っていく事を決意する次第です。どうか皆さん、今後共よろしくお願い申し上げます。



全金岩井で組織破壊攻撃

北大阪の闘う労働者の拠点を 労働者の団結で守り抜こう！

大阪中津の全金岩井計算センター支部は、この向資本による同盟二組のデツキあげ、数か月にもわたる賃金遅配攻撃にも耐えることなく闘いを堅持してきたが、焦った資本は、全金内一部労働者を使って組織攪乱という新手段の攻撃に出てきている。同支部は現在、遅配賃金支払の仮処分申請するなどしてこれに立ち回っているが、状況は非常に厳しいものとなってきた。北大阪の闘う労働者の拠点を敵の手に入れたしてはならぬ。早急に支援体制を作り、あらゆる援助を開始しよう！

前線から

大阪

自主健診への

取組が始まる

—全通西支部—

去る8月20日、支部の人たらしと職場見学が行われた。郵便物のほこりによる換気の悪さ、照明、区分

ラ、支部全員のアンケート調査が行われて、結果を組合員全員に報告し、意見を聞き、色々な意見

室内容・外務の7つに分類され、受診の必要なんの抽出や経過観察に利用され、統計

見をまとめながら、その中で一定の方向を大衆的に認識し確認していく事が確認されていきます。

9月中旬に検診・環境調査（粉じん・照明・騒音）が予定されています。この中で多くの問題点が明らかになると思っています。

自運労で

大阪

腰痛の再発認定を

かちとる

機による騒音、複写機の臭気等の環境の劣悪さが指摘された。また労働者なら郵便物の殺到時の中腰作業の多さ、自転車の荷台が一方に傾くほどの配重量の多さ、一日中会計器を叩いている等の労働強化の実態が訴えられた。

日本自動車運転士労組（自運労）大阪支部の北里氏の腰痛症について、天満労基署は8月中旬、これを業務上災害の再発として労災認定を行った。

北里氏は昭和45年に山田運送という会社に日雇運転手として就労したが、就労当日ギックリ腰を起し、2週間ほど労災による治療・休業を続けた。その後

一時痛みが和らいだため再び日雇運転手として仕事を開始したが、当初の腰痛が治り切っていないなつたため除々に腰の痛みは強くなり、それとあわせて、できずる仕事の範囲も狭くなってきていた。そして昨年の4月以降、殆んど仕事ができなくなり、現在に至つていたものである。

自運労など日雇労働

者にはこのようなケ一
スは非常に多く、同労
組ではこの認定を一つ
の契機として労災・職
業病問題への取り組み

が検討されておられ、現
在同職種の南氏の腰痛
症の認定にもとりくん
でいて成果をあげつつ
ある。

京都

鉦山退賑労働者の マンカン中毒認定さる

—大阪府被災労働者同盟—

去る8月17日、京都
労基局より同盟に電話
があり、同盟員白木軍
次氏(マンカン中毒症
一の労災認定が内定し
たとの連絡がありまし
た。

白木氏は戦前なら30
年以上もマンカン鉦山
に働き、退職してから
自分の症状に気づき、
各地の病院を転々とし
てから今年1月同盟に

相談にこられました。

早速、東大阪労基署に
労災申請を出し、京都
基津局、園部労基署と
交渉を続けてきました。

労災認定されるまで
8ヶ月余りなつたのは、
園部の労基署の不
手際もさることながら
昨年11月、京都でおこ
なわれたマンカン健診
を白木さんもうけてお
り、その健診の中で、

労働省としてはマンカ
ン中毒の認定基準をも
変えなければならぬ
ほど多くのマンカン中
毒患者がいることばわ
なつたからでした。こ
うして白木さんの問題
は、個人の問題として
だけでなく、より大き
な政治の中にまきこま
れてしまったのです。

認定は健診とは無関係な形でおさしました
が、私たちはこの不充
分さもはっきり認識し
て、労災認定をならと
つた成果の上にたつて
健診をうけた被災者に
も訴え続けていきたい
と思っております。

東京

局医の業務外鑑定を 撤回させる

8/22 審査官交渉

慈恵医大青戸病院の
看護婦山本さんの頸腕
労災問題について、8
月22日再度渡辺審査官
と交渉をもち、9月参
与会にかけ、早期に業
務上認定を出すよう強
く要請した。また局医

に對しても業務外の鑑
定書を撤回させ「依頼
さいれば再鑑定する」
と言わせた。更に、再
鑑定をしつる審査官と
の再度の話し合いを約
束させた。(詳しい経
過は39号を参照)

ニュース

☆とは、☆ 改悪労働保険法

新年金への切替作業を最後まで遅れさせていた大阪でも遂に8月5日、労基局は「傷病の状態で等に属する届」(いわゆる症状照会)を各被災者に送付した。これによって斗いもより具体的被災者の利益を守るという側

面が強くなると同時に互対斗争も新局面に入った。東京での「症状照会」拒否の斗い、大阪での被災者同盟の斗い、労組レベルでの労働保険法改悪糾弾実行の再建の動きなど、斗いの火は燃え続けている。

大阪

みんなの創意で

連日のたごかし

大阪府被災労働者同盟

私達、大阪府被災労働者同盟は、昨年10月結成されて以来、個別の認定斗争に連日と組むとともに、労働保険法改悪に反

も、のべ40人近くの同盟員が参加し、3月の東京の労働省交渉にも代表を派遣して斗いに参加してきました。労働省との交渉

対する斗いにもとり組んできました。二回にわたる大阪労基局交渉に

では、被災者にとって非常に過酷なスケジュールであったために、熱を出して寝こんでしまう同盟員もありました。

毎日ど二かの労働者で被災者同盟との交渉

しかし、こうした関西、関東を結ぶ改悪反対運動にもかかわらず、今年四月より、傷病年金への切替作業が具体的に実施さる水始めました。反対運動は大阪がもつとも大きく燃え上ったため、労働省は大阪での切替を遅らせ、大阪の反対運動を孤立させようと企ててきました。

そうした中でも、東京、兵庫では、個々の労基署、労基局との交渉を続け、数々の成果をかちとつてきました。私達被災労働者同盟も、6月20日から30日まで、連続労基署斗争に取り組んできました。当時の同盟員40人近くいた中で、午前と午後に分け分担を決め、連日10人近くが朝から晩まで労基署との交渉

に参加し、毎日府下のご二かの
労基署で、被災者同盟との交渉
が行われていたという状況をつ
くつてきました。各労基署では
労災法改悪が被災者の首切りに
連がるおそれがあるということ
を認めさせ、傷病年金への切替
にあたっては事前に説明会を南
く必要があり、また本人の同意
も必要であるとの確認書をとり
かわすことができました。大阪
府下14の労基署がある中で、労
働組合とも共闘して、西、西野
田、阿倍野、東大阪、天満と五
か所で同様の確認書をかわりつ
てきました。

しかしながら7月2日、中央
労基署との交渉の際に警察が導
入され、大阪労基局より各労基
署に「戒厳令」がしかれ、各署
は門戸を閉ざしてしまいました。

大阪でも遂に 症状照会を実施

こうして運動が一進一退して
いる中で、8月5日、府下の監

督署から一斉に、傷病年金への
切替にあたっての症状照会が各
被災者あてに出されました。切
替の時期をうかがうてきた大阪
でも遂に実施に移されるところ

被災者が先頭で 病院・監督署での ビラマキを実行

被災者同盟ではさつそく緊急
集会をもち、個人あてにきた症
状照会を同盟に集約し、多くの
被災者に改悪労災法の真実を知
らせるべくビラを作ることを決
定し、さつそく実行に移しまし
た。

8月中は府下の大きな労災指
定病院に朝8時から出向き、待
合室で待つている患者さん一人
一人にビラを手渡ししたり、監督
署の労災補償費の支払い日を調
べて、朝から労災の保険金をと
りにくる被災者に訴える活動を
してきました。こ水うの活動は
20才から72才までいる被災者同
盟の同盟員全員がこ水ど水分担

して自発的にやつてきました。
監督署でのビラマキは72才の高
齢の方が提起され、その方を先
頭にして連日行つてきました。
このようにしてまか水たビラは
約一万二千枚にものぼりました。
その結果、相談にみえる被災者
の数も非常に増えてきましたし、
同盟員も100名に達しようとし
ています。

絶対に 被災者に不利な 切替はさせない

症状照会の提出期限は9月5
日と迫つてきました。今までの
運動の上に更に大きく、大胆な
ものが必要とさ水ていきます。私
達被災者同盟は、被災者個人の
叫びを結集して、被災者に不利
な切替えは絶対にさせない闘い
をしていかねばならないと全員
で決意しています。

症状照会拒否を継続

”再督促状撤回・未提出者に不利益扱いはない” の確証をうちとける

労災保険法改悪阻止実行委員会

8/10 総決起集会を南催

8月5日、大阪労基局が「症状照会」を強行したことにより、労災法改悪阻止斗争は新たな段階へと突入した。

阻止実行委は「8/10総決起集会」において、オーに慈恵、匠大、私業病斗争を早期に勝利させる、業務上認定をからとり、東京労基局の行政責任をとうせることを確認した。

次に、首切省令化阻止斗争に ついては、奥西への弾圧を許さず、斗いに連帯し成果を押し返す、「症状照会」拒否斗争を拡大し、再督促状を撤回させ

不当な補償「差止め」攻撃を許さない斗いを作りあげていく決意を新たにしました。

7/27

慈恵、山本さん問題で 東京労基局交渉

労災管理課は慈恵の山本さんのツイワンに因する再調査をするという7月13日の確認を18日に反否にしてきた。これに対し、私達は7月27日再び課長補佐薄との交渉で次のような確認書をかちとつた。

確認事項

「7月13日以降今日まで課長を説得できなかったことを反否する。7月13日の七項目について、労災管理課として放置すべ

き問題ではないと思う。再度事実かどうか調査すべきであるので、その旨課長を敬傳するよう努力する」

昭和52年7月27日、東京労基局、労災管理課長補佐

薄 敬道

8/18 再び東京労基局交渉 労災課長の暴言を許すな

しかしながら、労災管理課長千葉は、課長補佐をはじめ職員の数々が、向島労基署の調査の誤りを認めさせているのに対し、「再調査する必要はない。集団交渉には応じない」と居直り続けている。私達は8月18日、再び度々、薄課長補佐に「課長を説得する」と約束させた。

しかし、この日も千葉は「所と場合によつては未提出資料があつても交渉を打切つてもよいし、現場調査を企業に事前通知してもよい」と行政としてはあるまじき暴言をはき、ひらき直

りを続けた。その後も「4人来て
ても会われない」とぬかしている。
今後私達は、千葉にマトをしぼ
り、東京労基局を大衆的に包圍
していく中で行政責任を必ずと
うせていく決意である。

8/22 神奈川労基局交渉

8月22日、神奈川労基局に對
して、神奈川労災職業病交流会
及び労災保険法改悪阻止実行委
員会は交渉をもつた。その中で
今までの交渉での約束を反古に
してきた事の謝罪を局側につめ
より、9月2日に改めて正式に
交渉を行う事を確認した。

8/24 三田労基署交渉 再督促撤回を認める

私達の「症状照会」拒否の斗
いに対し、東京労基局は督促状
(5/30日付)、再督促(7/20

付)という攻撃をなけてきた。
そして三田労基署は三菱石油の
柴崎さんに対して再督促状を
送り付けてきた。8月24日午後
私達はこの再督促を撤回させる
べく交渉をもつた。「柴崎さん
が2年前にリハビリ復帰の行政
指導を要請しているのを知って
いるのぬ」「再督促状の内容、
同届を提出されませんかとい
の決定もできなくなりましたに
ついて明らかにせよ。差し止め
るのぬ、年金に移行するのぬ」
「大臣答弁の主旨に反する行政
を行うな」等々の鋭い追及の前
に、新任の土田労災課長は「上
の指示に従う」と言いはったも
のの、「労働者の立場に立った
正しい行政をやる」と言わがる
を之が、以下の様な確認をした。

議事録

一、中央労基署の主旨に沿って
三田労基署も、三菱石油の柴
崎さんに対する「傷病の状態
等に関する届」の再督促を撤
回し、同届出の必要を認めな
い方向で努力します。

二、柴崎さんのリハビリ復帰指
導の継続に今後とも努力しま
す。

一九七七年八月二四日

三田労基署労災管理課長

土田

8/25 池袋労基署交渉 未提出者に不利益扱 しないと確認

8月25日、北部労災職業病交
流会を中心に池袋労基署斗争を
行い、症状照会の再督促状を撤
回させる確認を勝ち取った。

確認内容

一、症状照会未提出者に休業補
償の停止など不利益な扱いを
しない。出してない分に關
しては全員回収する。

二、東京労基局の指示へ届を出
さなかった場合の()が出され
ても、池袋労基署長の裁量の
範囲で被災者に不利益になら
ないように努力する。

二のように入連は労働行政を一

歩一歩追いつめてきている。今、被災者への首切り攻撃を粉後とも被災労働者・地域の闘う、砕しよう！
仲向の団結で反動行政を監視し

大阪

岡田義雄氏を代表に実行委再建

症状昭会攻撃をうち破ろう

労災保険法改悪糾弾実行委

行委は8月

7月2日に労組・被災者同盟などの斗いに対して中央労基署が警察を導入して斗いの左殺をはたして以来、大阪では斗争の建直しの為、様々な努力が行われてきた。7月9日・22日に全金田中機支部・全港湾会議室でその小の対策会議を開いてきたが、8月11日の第3回対策会議において、昨年8月25日、改末川博氏を代表に組織された労災保険法改悪糾弾実行委員会の再建を話し合い、代表を弁護士の岡田義雄氏とすることを決定した。実行委は労働行政の被災者への不利益を許さない事を目的にして、大阪総評と共にその

行動部隊として運動していきまう。また、実行委は8月

19日に緊急会議を開き、当面の行動として、情宣を再度徹底させるためにターミナルを中心にした統一ピウまき、病院・労基署を中心にしたステッカーはりの行動を行うことを決めた。8月25・29日にかけこの会を実施した。「症状昭会」は9月5日か提出期限とされておられ、被災者同盟をはじめ、全港湾・全金・全造船などにも該当者がたくさんいることなどから、9月上旬に焦点をあわせた運動の展開が要請されている。

京都

基金交渉で

「治る見込のある

人は年金にしない」

の確認獲得！

京都市役所労職対

遂に地方公務員災害補償基金

(民向の監督署にあたる)が、「腰痛・頸腕の様に将来治る見込みのある者は年金にしない」と約束した。同時に、長期療養者を対象に説明会を行なう事も確約した。
これは8月22日に京都市役所労職対(7君と共に闘う会を改組)が基金京都市支部と行った5回目の交渉の席で認めさせたものである。交渉を開始した5月頃は公営法改悪について全く取組が行われていないというしんどい状況であったが、次第に市職・市労連・更には自治労が腰をあげたためにここまでこぎつけたものである。

事務局だより

皆さんからお寄せいただいたカンパは8月25日の段階で、

356290円でした。

貴重なお金を本当にありがとうございました。このカンパは、資料センターの準備をすすめるための費用や健診センターの設立に向けた費用等に化けて再び、会費、

読者の方々に還元される様
有効に使いさせていただきます
可。

新しく活動を始めている
研究者交流会・健診センタ
ー・資料センターの仕事ぶ
りの一端を今号では紹介し
ました。その水に對する
意見・向い合わせがあり
ました。事務局まで是非ど
うぞ。それ以外の日常活動
は非常に手回シマのわかる
地道なものであるが、若き協
力者が中心になって実際の
な活動をすすめてくれています。
とんどん要請をもち
込んで下さい。今の段
階ではまだ不十分
ですが意欲だけは一杯です。

会計報告

7月分

● 収入

会費	216200
*1 機関誌	85520
*2 カンパ資料代	471098
	2920
*3 パンフ	24060
合計	799798

支払59
41=L 38324 (+)

遺族asatex
DPAは8月分 200000 (-)

638122

● 支出

事務関係	88394	……7月分部屋代・雑費、フックス月紙、感光紙、紙、インク代等、事務所維持費
機関誌	53720	……38号印刷代、表紙用写真代
活動費	42080	……常任通郵交通費、6月分電話代
郵送費	20175	……39号郵便費、事務連絡紙、振替手数料
人件費	220000	……事務局員4名の7月分
合計	424369	

8月へのクリシ金
213753円

- *1 新聞誌広告代に含む
- *2 種りパンフレット販売手数料カンパ、労災遺族からの斗争勝利記念カンパ 20万に含む。北定朝カンパと夏朝カンパ
- *3 労災保険パンフとハリパンフ

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

第40号

昭和52年8月30日発行（毎月一回30日発行但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4